

○内閣府令第 号

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）その他の関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第一条 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年 大蔵省 運輸省 令第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第三十条第四項」を「第三十条第六項」に改め、同条を第十八条の二とし、第三章

中同条の前に次の一条を加える。

（法第三十条第五項に規定する内閣府令で定める方法）

第十八条 法第三十条第五項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令

で定める方法は、第四条第一項第二号に掲げる方法とする。

第十九条第一項中「第三十条第五項」を「第三十条第七項」に改める。

第二十二條に次の一項を加える。

3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

第七十条第一項中「第三十条第四項」を「第三十条第六項」に改める。

第七十一条中「第三十条第五項」を「第三十条第七項」に改める。

第七十二条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類の提出については、第二十二條第三項の規定を準用する。

第七十七条第一項第三号中「第三十条第四項」を「第三十条第六項」に改め、同項第四号中「第三十条第五項」を「第三十条第七項」に改める。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第二条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成する監査報告書」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を、「中間監査報告書」の下に「（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を、「四半期レビュー報告書」の下に「（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書に係る電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われているものでなければならない。

第四条第一項中「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同項第一号

リ中「第三十四条の十二第三項」を「第三十四条の十二第四項」に改め、同条第十項各号中「第三条第四項各号」を「第三条第五項各号」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 前項に規定する監査調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部改正)

第三条 損害保険料率算出団体に関する内閣府令(平成八年大蔵省令第七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法)

第四条の二 法第七条の二の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一百十条第二号中「第二百七十一条第二項」を「第二百七十一条第三項」に改める。

(特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正)

第五条 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）の一部を次のように改

正する。

第五十六条中「第二百七十一条第三項」を「第二百七十一条第四項」に改める。

第五十七条第二項中「第二百五十三條」を「法第二百五十三條」に、「第二百六十條第五項」を「法第二百五十三條第五項」に、「第二百五十三條」を「法第二百五十三條」に、「第二百六十條第五項」を「法第二百五十三條第五項」に改める。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第六条 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年

内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「内部統制監査報告書」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」

を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われて

いるものでなければならない。

第六条第一項中「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同項第六号中「第三十四条の十二第三項」を「第三十四条の十二第四項」に改める。

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第七条 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「いう」の下に「。第二十四条の二第三項第二号において同じ」を加える。

第十二条中「法第三十四条の十二第三項」を「第三十四条の十二第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の二 公認会計士又は監査法人は、法第二十五条第三項（法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により電磁的方法（法第二十五条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による証明をしようとするときは、あらかじめ、当該証明に係る会社その他の者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し

、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて必要な情報を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法（法第二十五条第三項に規定する方法による証明を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することがで

きるものでなければならぬ。

4 第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に掲げる方法のうち当該証明をしようとする者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 第一項の規定による承諾を得た公認会計士又は監査法人は、当該証明に係る会社その他の者から書面又は電磁的方法により当該証明を受けない旨の申出があつたときは、当該証明に係る会社その他の者に對し、当該証明をしてはならない。ただし、当該証明に係る会社その他の者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条中「及び法」を「（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）及び」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（情報通信の技術を利用する承諾等）

第二十一条の二 無限責任監査法人（法第一条の三第五項に規定する無限責任監査法人をいう。以下同じ。）は、法第三十四条の十の四第七項の規定により電磁的方法により同条第四項の書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十二条の二第二項各号に掲げる方法のうち無限責任監査法人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た無限責任監査法人は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二条中「（法第二十八条の四第三項に規定する電磁的方法をいう。第四十七条において同じ。）

」を削る。

第二十三条第一号中「自署し、自己の印を押す」を「署名する」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十四条の二 監査法人は、法第三十四条の十二第三項の規定により同項に規定する証明をしようとするときは、あらかじめ、当該証明を受けようとする会社その他の者に対し、その用いる次項各号に掲げる措置の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 法第三十四条の十二第三項の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の

提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する措置

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置

3 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
二 ファイルに記録された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名が行われているものであること。

4 第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に掲げる措置のうち監査法人が講ずるもの
二 ファイルへの記録の方式

5 第一項の規定による承諾を得た監査法人は、当該証明に係る会社その他の者から書面又は電磁的方法により当該証明を受けない旨の申出があったときは、当該証明に係る会社その他の者に対し、当該証明

をしてはならない。ただし、当該証明に係る会社その他の者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

第三十九条中「（法第一条の三第五項に規定する無限責任監査法人をいう。以下この条及び第六十条において同じ。）」を削る。

第六十九条第一項中「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同項第五号中「第三十四条の十二第三項」を「第三十四条の十二第四項」に改める。

○ 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省・運輸省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法第三十条第五項に規定する内閣府令で定める方法）</p> <p>第十八条 法第三十条第五項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、第四条第一項第二号に掲げる方法とする。</p> <p>（組合員からの臨時総会招集の認可申請等）</p> <p>第十八条の二 法第三十条第六項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>第十九条 法第三十条第七項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に前条第一項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>（組合員からの臨時総会招集の認可申請等）</p> <p>第十八条 法第三十条第四項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>第十九条 法第三十条第五項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に前条第一項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>2 「同上」</p>

(常務に従事する理事の兼職の認可申請等)

第二十二條 [略]

2 [略]

3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類(以下この項において「認可申請書等」という。)の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

(組合員からの臨時総会招集の認可申請等)

第七十條 法第四十八條第二項において準用する法第三十條第六項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

「一、三 略」

2 [略]

第七十一條 第十九條の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第三十條第七項の規定により金融庁長官の認可を受けようとする場合について準用する。

(清算人の兼職の認可申請等)

第七十二條 [略]

2 [略]

(常務に従事する理事の兼職の認可申請等)

第二十二條 [同上]

2 [同上]

「項を加える。」

(組合員からの臨時総会招集の認可申請等)

第七十條 法第四十八條第二項において準用する法第三十條第四項の規定による認可を受けようとする組合員は、申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

「一、三 同上」

2 [同上]

第七十一條 第十九條の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第三十條第五項の規定により金融庁長官の認可を受けようとする場合について準用する。

(清算人の兼職の認可申請等)

第七十二條 [同上]

2 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類の提出については、第二十二条第三項の規定を準用する。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第七十七条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法又はこの府令の規定による次の各号の認可に関する申請がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 法第三十条第六項の規定による組合の臨時総会の招集の認可 三十日</p> <p>四 法第三十条第七項の規定による組合の臨時総会の招集の認可 三十日 「五〃十 略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>「項を加える。」</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第七十七条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 法第三十条第四項の規定による組合の臨時総会の招集の認可 三十日</p> <p>四 法第三十条第五項の規定による組合の臨時総会の招集の認可 三十日 「五〃十 同上」</p> <p>2 「同上」</p>

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十一年大蔵省令第十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（監査証明の手続）</p> <p>第三条 財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により、中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）又は中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）の監査証明は、中間財務諸表等の監査（以下「中間監査」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により、四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）の監査証明は、四半期財務諸表等の監査（以下「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー</p>	<p>（監査証明の手続）</p> <p>第三条 財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書により、中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）又は中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）の監査証明は、中間財務諸表等の監査（以下「中間監査」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書により、四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）の監査証明は、四半期財務諸表等の監査（以下「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書により行うものとする。</p> <p>「項を加える。」</p>

1 報告書に係る電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われているものでなければならない。

3 第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査、中間監査又は四半期レビューの結果に基づいて作成されなければならない。

4・5 「略」

（監査報告書等の記載事項）

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

「イ」チ 略」

リ 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項

2 前項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査、中間監査又は四半期レビューの結果に基づいて作成されなければならない。

3・4 「同上」

（監査報告書等の記載事項）

第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

「イ」チ 同上」

リ 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項

<p>及び第三十四条の十二第四項において準用する場合を含む。 以下同じ。)の規定により明示すべき利害関係 〔二〕三 略 〔2〕9 略</p> <p>10 第一項第一号ニ及び前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。 一 監査証明を受けようとする者が第三条第五項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項の規定により届出書又は法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正届出書を提出する場合 二 監査証明を受けようとする者が第三条第五項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書又は法第二十四条の二第一項において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合 〔11〕28 略</p> <p>(監査調書の作成及び備置) 第六条 「略」</p> <p>2 前項に規定する監査調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。 以下同じ。)の規定により明示すべき利害関係 〔二〕三 同上 〔2〕9 同上</p> <p>10 第一項第一号ニ及び前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。 一 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項の規定により届出書又は法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正届出書を提出する場合 二 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書又は法第二十四条の二第一項において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合 〔11〕28 同上</p> <p>(監査調書の作成及び備置) 第六条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>
---	--

○ 損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的方法）</p> <p>第四条の二 法第七条の二の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項）</p> <p>第百十条 法第二百二十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が費用（法第二百四十七条、第二百四十八条（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条（法第二百六十条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ次号に掲げる事項の記載がある場合を含む。）及び第二百七十一条第三項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。）の負担（債務の負担を含む。）を予定する場合は、次に掲げる事項</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>〔三〕六 略</p>	<p>（受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項）</p> <p>第百十条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が費用（法第二百四十七条、第二百四十八条（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条（法第二百六十条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ次号に掲げる事項の記載がある場合を含む。）及び第二百七十一条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。）の負担（債務の負担を含む。）を予定する場合は、次に掲げる事項</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>〔三〕六 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
<p>（自己の受益権に関する注記）</p> <p>第五十六条 法第二百七十一条第四項に規定する受益権の処分の方法及び当該処分の状況は、注記しなければならない。</p> <p>（未払費用等に関する注記）</p> <p>第五十七条 「略」</p> <p>2 前項の金額のうち、法第二百四十七条、第二百四十八条（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条（法第二百六十条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。）及び第二百七十一条第三項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用に係る金額は、種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。</p> <p>3 「略」</p>	<p>（自己の受益権に関する注記）</p> <p>第五十六条 法第二百七十一条第三項に規定する受益権の処分の方法及び当該処分の状況は、注記しなければならない。</p> <p>（未払費用等に関する注記）</p> <p>第五十七条 「同上」</p> <p>2 前項の金額のうち、法第二百四十七条、第二百四十八条（第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条（第二百六十条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。）及び第二百七十一条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用に係る金額は、種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。</p> <p>3 「同上」</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>		

○ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように
 改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分
 が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに
 対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（適用の一般原則） 第一条 「略」</p> <p>2 法第九十三條の二第二項の規定による内部統制報告書の監査 証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士（公認会計 士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六條の二第五項に規定す る外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人が作成する 内部統制監査報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三條 第五項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合 における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により行うものと する。</p> <p>3 前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置とし て、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律 （平成十二年法律第百二號）第二條第一項の電子署名をいう。） が行われているものでなければならぬ。</p> <p>4 第二項の内部統制監査報告書は、この府令の定めるところによ るもののほか、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部 統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査の結果 に基づいて作成されなければならない。</p> <p>5 「略」</p> <p>（内部統制監査報告書の記載事項） 第六條 第一條第二項に規定する内部統制監査報告書には、次に掲 げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の</p>	<p>（適用の一般原則） 第一条 「同上」</p> <p>2 法第九十三條の二第二項の規定による内部統制報告書の監査 証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士（公認会計 士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六條の二第五項に規定す る外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人が作成する 内部統制監査報告書により行うものとする。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>3 前項の内部統制監査報告書は、この府令の定めるところによる もののほか、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統 制の監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査の結果に 基づいて作成されなければならない。</p> <p>4 「同上」</p> <p>（内部統制監査報告書の記載事項） 第六條 第一條第二項に規定する内部統制監査報告書には、次に掲 げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の</p>

代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

「一〇五 略」

六 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定により明示すべき利害関係

「二〇七 略」

代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。の場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

「一〇五 同上」

六 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により明示すべき利害関係

「二〇七 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録）</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。）が行われているものでなければならない。</p> <p>（監査証明書の追加記載事項）</p> <p>第十二条 法第二十五条第二項（法第十六条の二第六項及び法第三十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十二条の二 公認会計士又は監査法人は、法第二十五条第三項（法第十六条の二第六項及び第三十四条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により電磁的方法（法第二十五条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による証明をしようとするときは、あらかじめ</p>	<p>（電磁的記録）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われているものでなければならない。</p> <p>（監査証明書の追加記載事項）</p> <p>第十二条 法第二十五条第二項（法第十六条の二第六項及び法第三十四条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「条を加える。」</p>

-
- 、当該証明に係る会社その他の者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
- 2 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて必要な情報を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法（法第二十五条第三項に規定する方法による証明を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
- 4 第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 第二項各号に掲げる方法のうち当該証明をしようとする者が
-

使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 第一項の規定による承諾を得た公認会計士又は監査法人は、当該証明に係る会社その他の者から書面又は電磁的方法により当該証明を受けない旨の申出があつたときは、当該証明に係る会社その他の者に対し、当該証明をしてはならない。ただし、当該証明に係る会社その他の者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

第十五条 削除

(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置)
第十六条 法第二十八条の四第三項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)及び第三十四条の十六の三第三項に規

(電磁的方法)

第十五条 法第二十八条の四第三項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - 二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置)
第十六条 法第二十八条の四第三項及び法第三十四条の十六の三第三項に規定する不特定多数の者が提供を受けることができる状態

定する不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものは、電磁的記録（法第一条の三第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（情報通信の技術を利用する承諾等）

第二十一条の二 無限責任監査法人（法第一条の三第五項に規定する無限責任監査法人をいう。以下同じ。）は、法第三十四条の十の四第七項の規定により電磁的方法により同条第四項の書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十二条の二第二項各号に掲げる方法のうち無限責任監査法人が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た無限責任監査法人は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

（指定の通知の方法）

第二十二条 法第三十四条の十の五第四項に規定する内閣府令で定める方法は、書面又は電磁的方法とする。

に置く措置として内閣府令で定めるものは、電磁的記録（法第一条の三第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔条を加える。〕

（指定の通知の方法）

第二十二条 法第三十四条の十の五第四項に規定する内閣府令で定める方法は、書面又は電磁的方法（法第二十八条の四第三項に規定する電磁的方法をいう。第四十七条において同じ。）とする。

(筆頭業務執行社員等)

第二十三条 法第三十四条の十一の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 監査証明業務を執行する社員のうちその事務を統括する者として監査報告書の筆頭に署名する社員一名
- 二 「略」

(監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十四条の二 監査法人は、法第三十四条の十二第三項の規定により同項に規定する証明をしようとするときは、あらかじめ、当該証明を受けようとする会社その他の者に対し、その用いる次項各号に掲げる措置の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 法第三十四条の十二第三項の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるものの
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する措置
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに

(筆頭業務執行社員等)

第二十三条 「同上」

- 一 監査証明業務を執行する社員のうちその事務を統括する者として監査報告書の筆頭に自署し、自己の印を押す社員一名
- 二 「同上」

「条を加える。」

法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置

3 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名が行われているものであること。

4 第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に掲げる措置のうち監査法人が講ずるもの

二 ファイルへの記録の方式

5 第一項の規定による承諾を得た監査法人は、当該証明に係る会社その他の者から書面又は電磁的方法により当該証明を受けない旨の申出があつたときは、当該証明に係る会社その他の者に対し、当該証明をしてはならない。ただし、当該証明に係る会社その他の者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項)

第三十九条 法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(無限責任監査法人にあつては第五号口からホに掲げる事項を除く。)とする。

「一〇六 略」

(監査報告書の記載事項)

第六十九条 前条の監査報告書には、次に定める事項を簡潔明瞭に

(説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項)

第三十九条 法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(無限責任監査法人(法第一条の三第五項に規定する無限責任監査法人をいう。以下この条及び第六十条において同じ。)にあつては第五号口からホに掲げる事項を除く。)とする。

「一〇六 略」

(監査報告書の記載事項)

第六十九条 前条の監査報告書には、次に定める事項を簡潔明瞭に

記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

「一〇四 略」

五 法第二十五条第二項（法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定により明示すべき利害関係

「2〇6 略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

「一〇四 同上」

五 法第二十五条第二項（法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により明示すべき利害関係

「2〇6 同上」

附 則

この府令は、令和三年九月一日から施行する。